

ハインリヒ四世と教会 (二)

井 上 雅 夫

三

ハインリヒはグレゴリウスとの対立の中にあつても、彼は彼なりの教会改革や教会への深い係わりをもつていたのであるが、たとえ彼が文字通り反改革派であつたとしても、このことが直ちに彼が反教会的であつたとか、まして無信仰的であつたと言うことにはならないのである。この点については彼の破門との係わりがさまざまな考察の手掛りを与えてくれるのである。

ハインリヒがそもそも破門にはじめて係わったのは、一〇六九年に彼の妃ベルタとの離婚希望に際し時の法王アレクサンダー二世から破門の脅しを受けた時であり⁽¹⁾、更に一〇七三年に同じくこの法王からミラノ教会をめぐる対立から彼の五人の顧問官を破門された時であつた⁽²⁾。このうち前者の件は彼の讓歩（離婚の中止）で収まつたし、後者の件も少なくとも直接に彼に破門が下されたわけではなかつた⁽³⁾。

彼が直接破門を受けたのは、次の法王グレゴリウス七世が一〇七六年に開いた四旬節会議の時であつた⁽⁴⁾。この最

初の破門の問題は、翌年の例のカノツサ事件において一応解決されるのであるが、彼は三年後の一〇八〇年に再びグレゴリウスによつて破門されたのである⁽⁵⁾。これ以後一一〇六年になくなるまで實に一十六年間にわたり彼は破門されたままで終るのである。この間に彼は一〇八一年、一〇八四年、一〇八九年、一〇九五年、一一〇二年、一一〇六年と何度も繰り返しグレゴリウス及びその後繼法王から破門されたのである⁽⁶⁾。

このように彼ほど徹底して破門され、その間に時には和解を求める事はあるても結果的には破門に最後まで完全に屈することなく抵抗した中世の王というのも稀である。この面から見れば彼はやはり如何にも反教会的で無信仰的な人物に見えてくるのであるが、果して彼は破門に対しして實際はどうのような気持をもつていたのであろうか。

ハインリヒが一〇七六年にはじめて正式に破門された時の賛否両論にわたる人々の反応は大きかつたが、それは「途方もない効果をもつて彼は突然見捨てられた」と見られる⁽⁷⁾ような一方的に彼にのみ不利に働いたものではなかつた⁽⁸⁾。この破門が少なくともアルプスの南では殆ど効果を示さなかつたことははつきりしているが⁽⁹⁾、一般に当時の破門が外部の人々に与える効果や力といふのは、他のいくつかの例から見ても疑わしいものであつた。法王の権威が不安定な中で⁽¹⁰⁾破門だけが効果をもつとは考えられないのである⁽¹¹⁾。例えば一〇七四年のノルマン人口ベール¹¹ギスカールへの破門など⁽¹²⁾、彼自身にも彼の臣下にも少なくとも表面的には何の影響も与えなかつたようであり、彼は破門など全く意に介せずに行動していた。テレンバハも、ノルマン諸侯が六年以上にわたつて破門の中にあつても、その活動やその良心が特別乱されていなかつたことはグレゴリウスを不安にしたに違ひないと述べている⁽¹³⁾。結局法王の方がロベールに和を求める援助を請わねばならなかつたのである⁽¹⁴⁾。その上、モンテ・カシーノの院長デシデリウスはこの破門されているロベールらを彼の修道院にて歓迎することさえ躊躇しなかつたのである⁽¹⁵⁾。その他、ずっと

後のことであるが一〇九五年にヴェネチア太守が破門されているハインリヒに自分の娘の洗礼代父を頼んだのも²⁴、破門を意に介していない注目すべき例であろう。ヴエルフ四世も一〇九六年にハインリヒと和解し、バイエルン大公に認められたが²⁵、これもヴエルフのこれまでの反王的立場がハインリヒの破門とは無関係に如何に政治的なものであつたかを示している。ハインリヒの立場が強くなると、トスカナのマティルデの支持者の中에서도、一〇九一年には王との和解、和平を求める動きが強く出てきたのである²⁶。

こうしたいくつかの例から見ても、少なくとも破門のゆえにのみもたらされるその対外的政治的効果というものは、極めて疑わしく頼りないのであつたことが分かるのである²⁷。しかしハインリヒの場合、彼の行動を子細に観察すると破門に対し少し異なる反応をしていることが注目されるのである。そこには対外的政治的な破門の影響の問題とは別に、彼個人の内面に係わる問題、つまり彼の信仰心と深く係わる問題が見えてくるのである²⁸。

既に彼が上述の離婚計画を中止したのも一つは破門への恐れからとも言われるし²⁹、一〇七三年に五人の顧問官を破門された時もあいまいな態度をとり³⁰、グレゴリウスからの正式の彼への破門を恐れていたようであるし³¹、自らの「魂の救い」への心配をしていたのである³²。このいわゆるシモニスト顧問官の問題はしかし最後まであいまいなままであり³³、結局一〇七六年に破門された時の最大の理由の一つがこの顧問官との関係であった³⁴。

いずれにせよハインリヒが破門というものに何か強く感じるものがあつたことは、一〇七五年十二月に法王より破門の脅しを受けた時、これを無視するどころか異常に強く反発し、直ちにヴォルムス会議を召集することになったことにもよく現われている³⁵。そして実際に破門されると、同様に強く反発し、ユトレヒトで逆にグレゴリウスに対し破門を行つたのである³⁶。この破門についてエアトマンは、法王への戦いを王が教会的にも行う努力を如何に強くし

たかを示したものと述べているが⁽⁶⁾、これらの一連の反応自体、王が破門を内心では如何に重要視していたかを如実に示すものと言えるのである。

法王へのこの王側からの逆破門は単なる報復処置というよりも、法王を破門することによって自らになされた破門の対外的及び内面的な効果や力を無にしようとする意図があつたと見られるのである。王側は法王の破門を宣するとともに、法王から出た破門の無効性、不法性を主張し、グレゴリウス自身が偽の法王であることを強調していくことになるのである⁽⁶⁾。この動きには次に説明するような破門の対外的政治的効果や影響力を無にしようとする努力とともに、ここにはやはりハインリヒ個人の破門への内心の不安を消そうとする努力が強く感じられるのである。ここにも彼の信仰心の一端が窺われるのである。

ハインリヒがしかし結局は一年後にカノッサへ行くことになったのも、根本的には破門そのものがもたらした対外的政治的効果や影響のためというよりも、單にこの破門を反乱への絶好の機会として利用している反王派諸侯からその口実を奪うためでもあつた⁽⁶⁾。確かに当時の他の破門の例に比べ、ドイツでのこの王の破門の対外的政治的効果の大きさも注目すべきことではあるが、これも破門自体の力というよりも、やはり単にそれは利用されただけであり、如何に強く王への反対の気運が以前から醸成されていたかを示す面が強いのである。ハインリヒにとつて破門に対しても彼の純然たる内心の不安のためだけなら、何もあれほど無理をしてまでカノッサへ急ぐ必要はなかつたのである。もっともこの内心の不安からの破門解除への願いもカノッサ行にはあつたことは、次に見るいろいろな面から見て否定できないであろう⁽⁶⁾。

破門を利用する反対勢力が存在するという点からも、又いくらハインリヒがグレゴリウスの法王位を否定しその破

門を無効としても、王には破門への内心の不安が残っていたことを考えると、王にとつて破門の解除が望ましかったことは当然であろう。後年においても表向きの激しい対立にも拘らず、王が出来ることならグレゴリウス派との和——つまり破門からの解除——を考えていたことは、既述のように彼が最晩年シスマの解消に努力したことに現われている。ともかく王が内心では破門の意味を深く感じていたことは、法王に対し対立王ルードルフへの破門を何度も要求したり⁶⁴、ザクセン人との対決の中で同様にザクセン人への破門を求めたところにもはつきり読み取れるのである⁶⁵。これらの要求には破門のもちうる上記のような対外的政治的効果も考えられているにしても、やはり破門そのものについての彼の考え方が自ずと示されていると言えるのである。

このハイシリヒに反乱をおこした息子のハイシリヒ五世が、父が破門のままなくなつたあと、父の破門解除のために、つまり父の「魂の救い」のために努力したことでも⁶⁶、この父子をはじめサリー家の人々に破門への不安の気持があつたことを示している⁶⁷。ハイシリヒ五世のこの努力の異例さにも注目すべきものがある。彼は父のなくなつたあと、父の破門解除のために出来る限りのことを行つたのである⁶⁸。一一一年にこれを達成すると、彼は父を正式にシュバイアーレ司教教会に埋葬し、これに関連してシュバイアーレ市民に父の「魂の救い」のために毎年記念（供養）式を行いうるよう諸権利や優遇処置を与えたのである⁶⁹。これらの行為の背景には彼自身の父への反乱の罪滅しの気持もあつたであろうが、やはりここにも破門がハイシリヒ四世や家族に与えていた不安の大きさが感じられるのである。

実際、ハイシリヒ四世が感じていた破門への内心の不安は、晩年になるほど彼自身によつてはつきりと表明されてくるのである。しかもこの晩年においては破門はそのかつての政治的影響力を殆ど失っていたのであるから、この

ことは余計に注目すべきことであろう——もつともこの不安には老年によく見られる人生への不安も関係していたであろう。この不安な気持は彼のなくなる年、一一〇六年にフランス王に宛てた書簡の中によく現われている⁴⁴。彼はここで「私のみならず、キリスト教信仰をもつすべての人々にとつて最も重く耐え難いと思われるもの」として、法王座から「今や私に対し迫害、破門そしてあらゆる破壊のむちが私に対して出されている」ことを挙げ、信仰をもつ人間にとつて破門が耐え難いものであったことを告白しているのである。また反乱側から生命を奪う脅しの下に王権の譲渡を強要された時、これに同意したのも、生命を惜しんだからというよりも、破門のまま殺されるのを恐れたからであり、「生きているうちに悔悛を神に示すため」であったという。更にこの手紙において彼はインゲルハイムに監禁された時、法王使節より求められた罪の告白に対し、破門解除への保証を強く求めたことを述べているのである。

ここで語られている事実には問題もあり宣伝的な傾向もあるが⁴⁵、彼の罪の意識や破門解除を求める願いには非常に真剣なものが感じられるのである。彼はこの一一〇六年にリエージュへ向かう途中、裸足でのアーヘンへの巡礼行によって彼の悔悛行為を世間全体に示し、こうして法王側の赦免の拒否を不正なものとして証明しようとしたのである⁴⁶。巡礼と言えば、彼は既に一一〇三年はじめにも彼の「罪のゆえに」破門の解除を願つてエルサレムへの巡礼を計画していたのである⁴⁷。

この前年の一一〇二年にクリュニー院長ユーグやその修道士に宛てた書簡においても、彼は教会のシスマや混乱の責任を「私の罪」と告白し、「私のためにより真剣に神に祈つて」くれるように求めたのである⁴⁸。一一〇五年に彼が反乱した息子の意見と要請を入れてマインツへ行つたのも「ローマの使節と諸侯の前で……教会の状態や王国の名

誉そして私の魂の救いについて協議しなよべ」とするためであつた⁽⁴⁾が、この「私の魂の救い」は彼の破門解除と深く係わつてゐるものであつた。同様に一九〇六年に右のユーラグに宛てた書簡においても、彼は自らの罪を告白し、「神そしてあなたにおいて大きな唯一つの……救いや希望」のあることを語り、彼の「救いのため」に努力してくれるよう切に求めたのである⁽⁵⁾。

ボスホーフも指摘するように、晩年におけるハインリヒの書簡や文書における意見表明の多くは深い罪の感情を示していたのであり、彼の悔悛の気持と破門解除への努力は政治的な戦術とは何の関係もなく、それらは明らかに魂の苦しみと真の宗教感情を表わすものであつた⁽⁶⁾。この彼の破門への不安、罪の意識、赦免への願いは、「対立法王」のクレメンス二世が一九〇〇年になくなつて自此の正当化への根拠を失つてから特に強くなつたと言えようが、内心では彼はずつと破門に対し恐れていたのである⁽⁷⁾。彼がなくなる時、シュパイアの司教教会への埋葬を願つたのも、この不安の一面をよく示してゐるものであつた。

注

- (1) H. L. Mikolezky, op. cit., S. 260. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. I. S. 616, 626. ものじよ、法王の使節ははひむら破門へは
「かねなよや「教会的な力を用ひよ」と表現してゐる⁽⁸⁾。
- (2) ibid. II. SS. 198-199. E. Boshof, op. cit., Salier, S. 200.
- (3) 本章、注⁽²⁾、⁽³⁾参照。
- (4) 描稿、「ハインリヒ四世について—ガオルムス会議とその後をめぐつて—」、文化学年報、第三十五輯（昭和六十一年）、
五十一頁一八〇。
- (5) Reg. VII. 14 a.

- (6) G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III, S. 362, 560. Bd. IV, S. 266.
- J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 165. A. Hauck, op. cit., S. 823, 836.
- S. Weinfunter, op. cit., Herrschaft, S. 143. T. Struve, op. cit., Mathilde, S. 78.
- E. Boshof, op. cit., Salier, S. 261.
- Ekkehardi Chronica. (AQ. Bd. XV, 1972) S. 181, 203.
 ベハニヤ國事の忠臣使館は「破盟された」人々の為。
- J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 67, 118.
- (7) H. Fuhrmann, Gregor VII. »Gregorianische Reform« und Investiturstreit (M. Greschat (Hrsg.), Das Papsttum I, 1985) S. 169.
 ベハニヤ「ベヒテルに勤めた破盟」を表現して。
- K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 83.
- (8) 諸聖書稿、「ベハニヤ國事の忠臣使館は「破盟された人々の為」人々の為。
 ベハニヤの破盟が「人々の為」人々の為。
- G. Tellenbach, op. cit., Die westliche, S. 189.
- (9) ibid., S. 171. W. Goetz, op. cit., Gestalten, S. 146.
- J. Engelberger, Gregor VII. und die Investiturstreit. Quellenkritische Studien zum angeblichen Investitursturverbot von 1075. (1996) S. 116.
- (10) ベヒテルの忠臣使館、カノッサ後予定されたマヘルセト会議に行へ途ロハバルディアの同教の敵対的行動で元も返し、夏リヨーマヤの不穏な動向のためシローマに歸ったのである。
- K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 84.
- (11) 前掲聖書稿、「ベハニヤ國事の忠臣使館は「破盟された」人々の為」。
- G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II, S. 349.
- (12) G. Teilenbach, op. cit., Die westliche, S. 178.
- J. Vogel, op. cit., Gregor, SS. 200–201. A. Hauck op. cit., S. 827.

(15) H. E. J. Cowdrey, op. cit., *The Age*, p. 131.

破門を意に余さなかつたローマーもやハウ・カシーノ修道院には敬虔^{xu}いにしたのであら。ibid, p. 131.

(16) U. Swinarski, Herrschen mit den Heiligen. Kirchenbesuche, Pilgerfahrten und Heiligenvotum fröh- und hochmittelalterlicher Herrscher. (ca. 500–1200) (1991) S. 221.

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. IV, S. 454.

(17) ibid, S. 478. K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 136.

一〇九八年^レセントマーリング家もベインツヨンと和解して^レス。

H. Jakobs, op. cit., S. 30.

T. Struve, op. cit., Mathilde, S. 73.

(18) ベルヘルムは、ハイハッセンの晩年破門が以前のまゝに効果を現わさない氣がついて非常に消沈していた。彼は「修道士^{xu}く^レ破門された神父^ハわ^レく^レを恐れなし」と嘆いた。

A. Hauck, op. cit., S. 884. Bernoldi Chronicon. MGH. SS. V. S. 467.

(19) もうじゅうの点は必ずしもハイハリヒに特有のものではなく他のよへ似た状況におかれた人物—例えは上記のローマー=キリスト教徒—にも見えるかもしない。クラウゼは、叙任権闘争の公論家らの殆ど誰もが破門のことに言及したことを考へるといふ。十一世紀の人々にとって破門のような刑罰規定の内容が演じた役割が理解できると述べ、破門は実際まじめにそして文字通りに受け取られ恐れられたと述べてゐる。それは、どの違反者とも個人的に最も恐ろしい運命を予想^{xu}せねばないのであつたことである。

H-G. Krause, op. cit., S. 214.

(20) H. L. Mikoltzky, op. cit., S. 260.

その他、皇帝戴冠の問題や諸侯からの忠告も中止の原因と考えられる。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. I, S. 626.

(21) このためグレンゴリウスは、法王就任後の最初の数ヶ月の多くの手紙の中で王についての未解決の問題を詰題にして、王との関係は^レの破門された顧問官の多くに詰められてゐる見ていた。

R. Schieffer, Gregor VII und die Könige Europas. (SG. XIII. 1989) S. 203.

J. Engelberger, op. cit. S. 88.

(23) あこがれよばるべ、やうい続けていた破門された顧問官との関係のゆえに、ハイノリヒは事実上破門状態にあるものと法王側からの見なされでいた。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II, S. 377. Reg. I. 85. 参照。

ハイナイダーは、ハイノリヒのグレカリウスへの最初の手紙から彼が破門宣誓を恐れていた十分な証言があるとしている。この破門宣誓への恐れは、この破門が本人のみならず家族にも関係するがゆえに、彼は当時生まれようとする子（ロンラー）への心配もあつたとハイナイダーは見ていく。

C. Schneider, op. cit., SS. 62-63.

(24) ハイナイダーは、1071年から1074年のハイノリヒの悔悛の時期において出された公文書では彼の先祖のための「サを寄進」と結びつけて課していたとし、彼の死後の記念（供養）への準備をもつて悔悛の考えを明らかにしている。誓いははつめの彼の「魂の救」に關係していふ。

ibid, SS. 77-78.

(25) この顧問官の問題は、1074年4月に王が正式に法王厅より赦免された時、彼らも悔悛して赦免されたようであるが、翌年1075年の四旬節会議で再び条件付での破門予告をされたのである。しかしグレカリウス自身もあいおひだ、同年11月の手紙ではこの顧問官を既にかの四旬節会議で直ちに破門していたかのように述べて王を非難したのである。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II, SS. 377-378, 452-453.

J. Engelberger, op. cit., SS. 110-111. Ann. 117. S. 146.

R. Schieffer, op. cit., Die Entstehung, S. 112, 147.

R. Schieffer, op. cit., Gregor VII, S. 206. Reg. III. 10.

Reg. III. 6 a. H. L. Mikoltzky, S. 261.

J. Engelberger, op. cit., S. 162. Ann. 142.

R. Schieffer, op. cit., Die Entstehung, S. 148.

L.A. SS. 343-345.

前掲禁書、「ベーベンツム因由はいふべし」、五十四ペーペ。

C. Erdmann, op. cit., S. 219.

(31) (30) (29) (28) (27)

ハハクム遂ぐるよハシ、だからこそ反乱諸侯はカノッサの解決に失望したのであり、彼らは気分を悪くした。これは彼らか
い法的地盤と扇動手段を奪つたのである。

K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 84.

(32) ブルーエは、ハインリヒがカノッサでグレガリウスに「地の國より天の國を愛してらるい」と、のために課せられるあらゆ
る悔悛をひしへんでもあ受けぬといひた」、いわゆ、破門を赦されたあと一旦は「破門されてゐる者を彼の食卓から離し始め
た」とを伝えてゐる。ブルーエのこの記述が正しいか否か事実であつたかどうか分からぬが、こうした面もある程度カノッ
サ行への王の氣持を示してゐるといふ言えるのである。しかしハンベのようにな「赦免を必死に求めたのはハインリヒであり、
」のことは宗教的な感情の如何なる作用もなくては殆どありえないとあり、やはり主に破門が彼の身体をしばりつけて
いたからである」と考えるのは少し強調すぎてもやうがあろう。ブルーエも、ハインリヒが法王との約束を破つてしま
た破門された者の隣係をめぐ始めたと聞いてらるいのである。

BS. S. 330. 332. K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 122.

S. Weinbauer, op. cit., Herrschaft, S. 143. 杉譜T. 11+11-11十四ペーペ参照。

J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 114. 127. 166. 188. 256.

ibid. S. 165. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 214.

S. Weinfurter, Herrschaftslegitimation und Königsautorität im Wandel: Die Salier und ihr Dom zu Speyer. (Die Salier und das

Reich. I. 1991) S. 56.

確かに父のなくなった直後はハインリヒ五世は諸侯らの助言に従つてマリア祭壇の前におかれ、た父の遺体を聖別され
てない場所に移させたが、ユーラースも遂ぐるよハシの後彼は父の希望であったショバイア教会への埋葬を大きな困難
の中ではじめて実現し得たのである。³⁰

- E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 265.
- C. Ehlers, *Metropolis Germaniae*. (1996) SS. 120–121, 135–136, 239.
- (37) ベイハコル帝国の城トケネスの夫オーストロト辺境伯ノホルヘトヨリヨムウカイーン近郊のクローベターノイアルク修道院の建立は破壘のあがやくなつたベイハコル帝国の罪滅ぼし、償ふのためやあつたと考へられぬか。注ナキヤスリハドア。
- E. K. Wickerburg, *Kleine Geschichte Wiens*. (1972) S. 14.
- (38) K. Schmid, Zum Haus- und Herrschaftsverständnis der Salier. (*Die Salier und das Reich*, I. 1991) S. 52.
- (39) ibid, SS. 52–53. C. Ehlers, op. cit., S. 122.
- S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 56.
- (40) K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 137.
- (41) BH. 39. S. 122, 128, 130. B. Schmeidler, op. cit., S. 376.
- (42) ハルツホフ、実際ノトハベヒリ王れどだハルツホフ、ハルツホフの王族や教會人、更にハイン諸都市の市民心は宛てた一般の同情の心多ニシテモハレハリニ體ひれてる事実に問題があつたのは既ビトマハリモハ指摘わねども。
- C. Erdmann, op. cit., SS. 223–227.
- (43) K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 144.
- (44) BH. 31. S. 102. Ekkhardi Chronica, op. cit., S. 182, 224.
- T, Struve, op. cit., Heinrich IV, S. 341. E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 261.
- (45) ローマハハラダ、ノイヨリ帝國をくべハラムの改革法トヨリノイ政策を特徴づけた海陸の仕草の最後トヒテス。
- I. S. Robinson, op. cit., The Papacy, p. 419.
- (46) BH. 31. S. 102.
- (47) BH. 41. S. 136.
- BH. 37. S. 120.
- (48) E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 261.
- (49) H. L. Mikoltzky, op. cit., S. 260.

四

破門という言葉は我国にも比較的以前からあるが、それはキリスト教でいう破門とは当然内容を異にしている。我国では破門と言えば普通は一門、宗門からの除名、追放であり⁽¹⁾、一般に復帰を予想しないものであるが、キリスト教の場合は少なくとも立前のには懲罰のためのもので復帰を予想しており、本来一時的な処置と考えられている⁽²⁾。他方、我国では破門は言わば縁を切るだけであり、破門された者にその後も引き続い「呪い」をかけるものではないが、キリスト教の破門においては後述のように「神との共同、そして教会共同体（信者団体）から排除する呪い⁽³⁾」がしばしばかけられるのであり、この点では必ずしも復帰を願つた一時的な処置とばかりは言えない面があるのである。いずれにせよ、キリスト教でいう破門は我国のものとは異なり、やはり西洋語の *excommunicatio* や *anathema*（以下各々 E、A と略す）の翻訳語と見るべきものである。

E の二つの西洋語のうち E が普通「破門」と訳されているものであり、これには大破門（正式破門）と小破門（無式破門）の区別があつた⁽⁴⁾。小破門がサクラメントの授受の禁止のみを意味するのに對し、大破門はこれに加え教会からの完全追放、即ち他のキリスト教徒との公私にわたるあらゆる交際の禁止を伴うものであつた⁽⁵⁾。

一方 A の方もしく普通には「破門」とも訳されるが⁽⁶⁾、本来は「呪詛」、「呪われてあれ」の意味であり⁽⁷⁾、この A と E の区別もはじめは A が重い厳肅な呪いとして E に加重的に付加されるもので、罰の内容に新しいものを付け加え

るものではなかつたとされてゐる⁽⁸⁾。それは言わば修辞的な区別であり⁽⁹⁾、従つてAの宣告とは破門（E）が厳肅な儀式を伴つて發せられる」とを意味していた⁽¹⁰⁾。つまりAは厳肅な儀式を伴う破門（E）と言ふ」とになるのである⁽¹¹⁾。

右の解釈ではAはやはりEの内容に新しい罰を加えずにただ重み、厳肅さを増しただけという印象があり、また事実次のグレゴリウス七世による破門例を見るようにEとAは一面ではほぼ区別なく同じ「破門」の意味で使われていたようである。彼は例えは一〇八一年の四旬節会議でのいくつかの破門判決にEとAをそれぞれ単独に交互に同一の意味で使つてゐる⁽¹²⁾。他の同様な例から見て彼はEとAを半ば無意識に区別なく使つていていたようであるが、しかし他面一〇七四年の四旬節会議でのロベルト＝ギスカールへの破門に際し「excommunicavit atque anathematizavit」と並べて述べる時、Aは明らかにEと区別して「呪い」の意味をもつてゐる⁽¹³⁾。同様にミラノ大司教ゴットフリートへの破门に際し、「この人物を「破门（E）」し、そして呪い（A）の槍で突き通した」と言う場合、やはりはつきりとEとAの意味は分けられている⁽¹⁴⁾。

これらの例から考えると、AはEに厳肅さを与えるだけのものという解釈で十分なのかという疑問が出てくる。つまりの呪い（A）が加わる場合、破门（E）は單なる一時的な懲罰、矯正手段に止まらず、相手を敵として徹底的に否定し、その「救い」をも否認する意志が強く出でてくるのではないだろうか。例えはグレゴリウスがラヴエンナ大司教グイベルトゥスの支持者について「破门への接触で害された者」を「腐った部分としてキリストの身体から呪いの剣でもつて（anathematis gladio）切り取り捨てる」と語る時⁽¹⁵⁾、果してこの「切り捨てられた部分」の回復は考えられていたのであらうか。ヴォドラム、九世紀にAをEより厳しい罰とする試みもなされ、いくつかの教会会議がA

を「永遠の死」を意味すると宣言したことを指摘している^回。中世盛期においてEの厳肅な儀式であるAは赦免を求める被破門者の判決を強めるために使われたとされる時、やはりAには「救い」を否定した「永遠の追放」が意図されていた感が強いのである。Aは少なくともEと意識的に区別して使われた時、Eとはその意図において内容を異にするものと言えるのである。

ここで問題になるハインリヒの破門の場合も、例えば一〇八〇年の二度目の破門の場合、「破門（E）」の下に置き、呪い（A）の鎖につなぐ」とされ^回、AがEのあとに置かれてはつきりかけられた形になつており、王から「救い」の可能性が否定された感が強いのである。更に問題なのは、彼のように最後まで破門されたままでなくなつた者に「救い」の可能性は残されていると考えられていたのかという点である。この問題は、ハインリヒ自身の破門に対する気持を考える場合に大変重要な意味をもつてくるのである。なお彼には没後五年目の一一一年に破門解除がなされるが^回、このことは今ここで考える生前の彼個人の気持の問題とは別のことである。

一般に教義上は破門されたままで「救われる」可能性があることになつており、少なくとも破門は矯正のための罰であり、最終的な「魂の救い」について何の言明もしていないとされている^回。だがこの「救い」については結局は教義的に見ても、せいぜい可能性が未決定であり、やはり現実に破門された者には「救い」への不安が大きかつたと考えるのが自然なのである^回。しかも現実には上述のように呪い（A）の意味を考えると、決して教義上でのきれいごとには終わらないものがあつたのである。実際、破門を出す側も受ける側も、破門が解除されない限りは「救い」の可能性はないものと見ていたことを示す例が普通なのである。フールマンも、教会罰を受けた者はその死後に煉獄か更には地獄に行くことを覚悟しなければならなかつたと述べている^回。

今日の教義的な解釈はともかく、教会では破門は当該者の魂を「永遠の呪い」の中で悪魔に渡すと説教されてきたのである²⁴。グレゴリウス派のベルトルトが破門されていたケンキウスがなくなつた時、彼は「すぐに地獄に行つた」と書いている²⁵ことなど、當時の人々の破門觀をよく表わしているのである。キリスト教の理解では地獄落ちの者は永遠に救われないのであるから尚更であろう。

テレンバハも指摘するように、グレゴリウス自身は「永遠の救い」の取り上げとしての破門を確實に最も厳しい脅しと感じていたのであり²⁶、一般に法王たる者には天国を開閉する権力が最も強力なものであり、破門を通して「永遠の救い」の喪失を脅したのである²⁷。実際にまた破門する側からは「永遠の罰」とか「永遠の呪い」、「永遠の破滅」と言つた言葉が使われていたのである²⁸。ブルーノもハインリヒ側の同様に破門された者たちについて「永遠の断罪」とか「地獄へ行く」、「神とも和解せずになくなつた」、あるいは「彼の魂の大きな危険をもつて」と言つた表現を使い²⁹、ハインリヒ自身については「天の国は彼の全生涯を変えないと手に入らないであろう」と語つたのであり³⁰、これらはランペルトのハインリヒへの「神の怒り」という表現³¹と同様、いずれも破門された者には、そのままでは「救い」のないことを示唆しているのである³²。

こうした見方がいづれの派でもごく普通に一般的であつたからこそ、ザクセン人は破門されているハインリヒとの交渉に際し、彼らの「魂の救い」を心配したのである³³。これはずっと後のことであるが、ハインリヒ五世が父のハインリヒ四世に反乱し、グレゴリウス系の法王から支持を受けると、世俗諸侯や司教は破門されている皇帝（ハインリヒ四世）の下での服従というこの世のためにも、あの世のためにも不愉快な状態から逃がれる機会を求めたとハンペルトが指摘する時³⁴、やはり破門には「あの世のため」という「救い」が係つていたことを示しているのである。

当時の教会改革運動の中で、破門とも係わるシモニア等の問題についても、既にフンペルトウスはシモニアと俗人叙任が信者の「永遠の生命」への通路を危くすると見ていたし⁴⁴、「シモニストからたとえ無償で叙品されても永遠の断罪のみ受けうる⁴⁵」とか、妻帯僧には「永遠の生活」への道があさがれないと主張していたのである⁴⁶。

またグレゴリウスが一〇八〇年にハインリヒを異端者として破門したという見方も⁴⁷、それが正しいのなら同様にそのままでは「救い」のないことを示している。異端者はそのままでは地獄に行く者と中世では一般に理解されていたのである⁴⁸。ザクセンのグレゴリウス派もハインリヒを同様に異端とし、ウルバヌス二世も彼を「異端の父」とし⁴⁹、パスカル二世も彼を「異端の頭」として破門し、ハインリヒへの戦いを呼びかけたのである⁵⁰。ボスホーフは、パスカル二世にとつてハインリヒの否定は神に喜ばれる仕事であるに違ひなかつたと述べている⁵¹。

グレゴリウスの場合、ハインリヒについて「異端」どころか「異教徒」、「異教の皇帝の迫害」と見なしうるような表現を使つてゐるが⁵²、このような最大級の非難や呪いの言葉の中にも王がそのままでは「救われない」ことを十分に示してゐる。このことはグレゴリウスがハインリヒの中に「アンチキリスト」を見、これとの戦いを終末論的に捉えていたところにも一層よく現われている⁵³。彼にとつて教会の敵への戦いは近づく終末のしるしであり、終末論的な戦いの一部であつた⁵⁴。彼は自らをアンチキリストとの終末論的な最後の戦いの中で先頭に立つて戦う者と見ていたのである⁵⁵。

この終末論的な考えはハインリヒ側にもあり、ドイツ司教はグレゴリウスこそ背教者、アンチキリストと見ていたのである⁵⁶。つまりこの両者の戦いは双方ともに言わば自らの「救い」をかけた真剣な戦いであつたのであり⁵⁷、破门した相手が破门されたままで救われる可能性を残してゐるというような生ぬるい発想が入る余地のないものであ

へた。

注

(1) 『日本国語大辞典』(昭和五十年、小学館)、第八卷、一一四一ページ参照。

『世界大百科事典』(昭和六十三年、平凡社)、第11十二卷、一七十四ページ参照。

(2) Meyers Grosses Taschenlexikon, (1981) Bd. VI, S. 295.

dtv Wörterbuch der Kirchengeschichte, (1982) S. 210.

(3) P. Dinzelbacher (Hg.), Sachwörterbuch der Mediävistik, (1992) S. 35.

E. Vodola, Excommunication in the Middle Ages, (1986) p. 36.

「正式破門」、「無式破門」^{ルクニ}や「詫語ば」、キリスト教用語辞典(東京堂出版)、ランダムハウス英和大辞典(第一版)、伊和中辞典(小学館)等で採用され、「大破門」「小破門」という詫語はカトリック大辞典(富山房)、研究社新英和大辞典(第五版)等で用いられてる。なお、りごうの破門の区別は、十一世紀から十三世紀の変り曰くのむだになされた。

(5) The Oxford Dictionary of the Christian Church, (1974) p. 490.
なお、「あるある交際の禁止」の中、「臨終の儀式のみ除く」と規定されてる(四世紀のニケア公会議の決定、E. Vodola, op. cit., p. 14)が、このことが後述のように実際に破門された者についてどれ程「救ふ」への確信、希望を与えたかは疑問である。

(6) ランダムハウス英和大辞典(第二版) 参照。

(7) (6) dv, op. cit., S. 210. もともと語源的にはアナテマは「神に捧げられたるもの」を意味するといわれる。前掲、『カトリック大辞典』参照。

(8) LThK, Bd. I, Sp. 494-495. Bd. VI, Sp. 197-199.
P. Dinzelbacher, op. cit., S. 35. dtv Wörterbuch zur Geschichte, (1972) Bd. I, SS. 66-67.

The Oxford, op. cit., p. 50.

実際イノケンティウス[1]主導によるてやがては「カトリック」は「大破門」と同一視されるようになり、とりわけ教義上一八六

九年以来「小破門」が廃止されてから、この両者は実質的にははや区別されてゐなくなつた。ヴォドラは「Aが大破門、Eが小破門のように使つていた面もあつた。

E. Vodola, op. cit., p. 29.

ibid, p. 29.

dtv, op. cit., (Kirchengeschichte) S. 210.

(11) (10) (9)
Haberkern / Wallach, Hilfswörterbuch für Historiker. (1964, 1980) Bd. I. S. 187.

(12) (11) Reg. VIII. 20 a. S. 544. 同様な例は、一〇七四年と一〇七九年の田舎節会議での報告においても見られる。

Reg. II. 52 a. SS. 196-197. III. 10 a. S. 268. 271.

これらのですEの代りに「教会の交りから離す」(separamus)と云ふ表現も使われてゐる。また一〇七七年三月の手紙ではグレゴリウスは、彼の使節の行った破門(E)と彼がこれに因連して行った破門(A)について述べる時、EとAを全く同じ意味で使つてゐる。Eは「あらわせ」と書く。

Reg. IV. 19. S. 325.

(13) Reg. I. 85 a. S. 123. Eの場合はマイアーナハニクノーナカムAの方を「祝ひた」と記している。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II. S. 349.

(14) Reg. I. 15. S. 24. 同様な例としてReg. IV. 14. S. 318. 参照。

まだフランヘル伯の手紙のよう、「AとEの言葉の前に」[maledixit] あるべく葉まで添えし一層「祝う」の意味を強めてこの場合ある。

Reg. IX. 36. S. 629.

Reg. VI. 10. S. 412.

E. Vodola, op. cit., p. 14. 16.

例えば、大司教ヨハネマルはAは新旧のバイブルで神から離すとのとされてゐると見、パヴィアの教会会議でもAを受けた者には臨終のサクラメントが拒絶されたとがオドロを指摘している。なおヴォドラは、古代の文献にはEとAの区別を支

持するものはない」と指摘している。

(17) Ibid. p. 45.

(18) Reg. VII. 14 a. S. 486.

(19) E. Boshof, op. cit., Salier, S. 265. C. Ehlers, op. cit., S. 239.

(20) dtv. op. cit., (Kirchengeschichte) S. 210.

山折哲雄氏は、大破門は「現在のみならず来世にわたっての教会からの排除を意味した」と見ておられる。前掲、「世界大百科辞典」参照。

(21) ヴォルフはもれなくすべての破門された者が排除されてもパンやアルコール酒によるサクラメントには罪の赦し、キリストの魂との結合、そして悪魔からの解放が含まれているのであるから、破門された者には赦免されない限り「救は」はなるものとなるべ。

E. Vodola, op. cit., p. 59.

(22) H. Fuhrmann, op. cit., Einladung, S. 49.

(23) E. Vodola, p. 1-2. 「ヤクシヤハ」罪人は事実上自らを永遠の罰に委ねたといふべきをキリスト自身の言葉が暗示してみると指摘してある。(ibid. p. 7)

(24) Bertholdi Annales. (MGH, SS, V) S. 291.

同様に对立するヤハは、ハインツの支持者からは彼がなくなると「地獄へ行つた」と語られたのである。

A. Hauck, op. cit., S. 850.

ハムはヨハネ、ケンガリウス七世やグネディクト戒律において不服従は分離、異端、破門に連じてくるのであり、この不服従の罪は「地獄落ち」をもたらすとしたのである。

K. J. Benz, Kirche und Gehorsam bei Papst Gregor VII. (Papsttum und Kirchenreform. 1990) S. 149.

(25) G. Teilenbach, op. cit., Die westliche, S. 166.

(26) Ibid. S. 257.

(27) Reg. VI. 5 b. S. 405. VII. 14 a. S. 481. IV. 2. S. 296.

I. S. Robinson, op. cit., *The Papacy*, p. 418.

同様にベイハーツも觀みテラクヤハ會議でターラウスを「永遠の断罪」に処した。

J. Vogel, op. cit., *Gregor*, S. 214. QH. SS. 480–481.

(28) BS. S. 316. 318. 320.

(29)

BS. S. 332. ターラウスも、破門中のハイハーツについて「…私の忠告を聞かず、生活を改善しようとしない者たちがいるが…」と述べ、王の「救ふ」が「生活の改善」等に係わっていなかったが、この点では彼は破門が一時的なものであることを示唆しており、シユナイダーも指摘しているように破門の赦しが「魂の復活」の希望となるのである。しかし、のんびりはやせり破門が続く限りは「救ふ」が存在しならじともはいきり認識されていたりとおもふところである。

The Epistolae Vagantes of Pope Gregory VII. (エヌ・EV トヨタマニエヌ) (ed. & tr. by H. E. J. Cowdrey, 1972) 14. p. 33.

C. Schneider, op. cit., S. 63.

(30) I.A. S. 397.

(31) 十世紀末に書かれたアウクスブルク司教ウルリッヒの伝記によれば、呪われた者は用意されている罰そして場所を常に考へておけ、さう忠告はおどり、そのゆゑも悪い場所は永遠に慰めもなく光のない喜びがないと述べ、終りのない苦しみの中でも苦しむことである。

Lebensbeschreibungen einiger Bischöfe des 10.–12. Jahrhunderts. (AQ. Bd. XXII. 1973) SS. 90–91.
ケルンカス七世がシエナ市へ向けて非難したトルアヌス司教ラヘルを「神の敵」とか「アンチキリストの仲間」と呼んでいたのも同様の意味をもつてゐると思ふよべ。

Reg. IX. 35. S. 624. IX. 36. S. 629. K. J. Benz, op. cit., SS. 266–267.

(32)

J. Vogel, op. cit., *Gregor*, SS. 9–10.

C. Schneider, op. cit., S. 64. L.A. S. 182. 終註。

ハムカム、シエナのターラウスの杖持神はもはや破門された者の杖持はキリストの冠冕以外何物でもなかつたと指摘してゐる。

- A. Hauck, op. cit., S. 851.
- K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, SS. 141–142.
- J. Laudage, Priesterbild und Reformpapsttum im 11. Jahrhunderts. (1984) S. 175.
- ibid. S. 178.
- J. Laudage, Gregorianische Reform und Investiturstreit. (1993) S. 68.
- J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 257.
- H. Fuhrmann, op. cit., Einladung, SS. 49–50.
- A. Hauck, op. cit., SS. 876–877.
- ibid. S. 882. E. Boshof, op. cit., Salier, S. 261.
- E. Boshof, op. cit., Salier, S. 261.
- EV. 54, p. 132.
- J. Vogel, Gregors VII. Abzug aus Rom und sein letztes Pontifikatsjahr in Salerno. (Tradition als historische Kraft. 1982) SS. 346–347.
- ibid. S. 347. J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 299.
- 監帝のトスカーナ司教はおこりば、ターヴィウスの人物を「アハチキコストの仲間」としたが（本章、注釈、参照）、「アハチキコストの仲間」はその人物を「アハチキコストの仲間」として記した。同様にアハナ大司教グイグルトゥスは「アハチキコストの仲間」として記された。Reg. VIII. 5. S. 522.
- K. J. Benz, Eschatologisches Gedankengut bei Gregor VII. (ZKG. 97. 1986) S. 19.
- H. Beumann, op. cit., S. 300.
- J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 198, 213.
- ゲーリは、ターヴィウスの反撃はおもとや想を超えていた、彼の敵も味方もいの争いの勃発を宇宙的、終末論的な事件と感づたと語る。
- W. Goez, Zur Persönlichkeit Gregors VII. (Römische Quartal Schrift. 72. 1977) S. 195.

五

当時の理解では破門というものが「魂の救い」に深く係わっていたことから見ても、いくらその破門が不当なものであれハインリヒには「救い」への不安は常にあったのである。しかし彼は他方、破門に負けてただ赦しを請うだけの消極的な行動は決してしなかった。次章以下で見るよう¹⁾に彼はシユパイアーヌ司教教会を中心として先祖やマリアの助けを求めるとともに、相手の立場の不法性、破門の不法性や無効を主張して自らの立場の正当性を擁護し、自らの「救い」への確信を得ようとしたのである。この努力は一面では彼自身の立場への自信にもつながるものであった。この王側の対応がある程度効を奏したからこそ、グレゴリウスは繰り返し彼の行つた破門の正当性を弁護しなければならなかつたのであり²⁾、彼の支持派の行動はこの破門の正当性の宣伝にあつたのである³⁾。

ハインリヒが破門解除の条件として出された「対立法王」の放棄を最後まで拒んだ⁴⁾のも、彼が自分の立場にある程度自信をもつていたことを示している。同様に彼がグレゴリウスの一〇七八年十一月の叙任禁止令を無視してケルン大司教を叙任し、更に破門されていた者をトリーア大司教に決めたこと⁵⁾にも、また強制改宗させられたユダヤ人に教会の反対を押し切つて元の信仰に戻ることを許したこと⁶⁾にもその一面が現われている。彼が諸侯や法王使節の前で悔悛をなす意志を表明した時も、公的な罪の告白については彼の罷免を永続させることになると考え拒否したのである⁶⁾。ここにも破門の問題よりも、場合によつては彼自身の王の尊嚴や王位をより重要なものと考えていた面があつたことを示しているのである。

ハインリヒは先祖やマリアへの崇拜の中で、そして王の神聖性への主張等の中である程度自らの立場や「救い」について確信をもつことが出来たのである。このことは彼が常に自らの行動を神に関係させたところにも現われている。例えば彼は「神とペテロの祝福を受けて」ローマを離れ、「神の慈悲の下に」帰ってきたとか、「神の力をもつて」敵を攻撃した、「神のあわれみをもつて」敵の手から解放された⁽⁷⁾等、常に彼の行動を「神のあわれみ」、「神の援助」「神の力」、「神の同意」、「神の協力」に結びつけていたのである⁽⁸⁾。グレゴリウスとの対決そして破門の中で、彼はこれらの中世では比較的よく見られる表現を繰り返すことにより常に神とのつながりを再認識し、彼が神に守られ指導されているという確信を強めていったとも考えうるのである。

エアトマンも指摘しているように、ハインリヒの手紙で注目すべき」とは、*dei gratia* (神の恵みによる) の表現が首尾一貫性をもつて最初から最後まで維持されていたことである⁽⁹⁾。従つて彼はカノッサにおいて法王の罰則権の承認によつて彼の支配の *dei gratia* への信仰が搖がされたとは見ていいないのであり、彼は聖別によるサクラメント的な正当性に固執していたのである⁽¹⁰⁾。これと関連するが、彼自身の手紙が強調しているように、王はなお *Christus Domini* として通用していたし、王の支配はキリストの天の支配の代理としての意味をもつっていた。この立場は当時の人々の眼には彼に不可侵性を与えるものであつた⁽¹¹⁾。彼の主張は国法的な考察において終つていいのではなく、「神の代理」としての彼の支配への信仰に基づいていたのである⁽¹²⁾。このように彼はグレゴリウス派の法王序との対決の中で破門についての多少の不安をもちつつも、むしろその不安を克服しようとして却つて彼の信仰を強く意識し深めていった面もあつたのである。そしてこの熱心な信仰がまた彼の立場へのある程度の自信にもつながつていくものであつた。

キリスト教徒にとって「敬虔」というものが自己の「魂の救い」をひたすら求める態度に他ならないのであるか

ら⁽⁴⁾、この意味でもグレゴリウスのみならずハインリヒにも深い信仰があつたのである⁽⁵⁾。彼にとつてその信仰は破門の不安の中にはつてある面では父のハインリヒ三世よりもずっと真剣なものがあつたとも言えるのである⁽⁶⁾。おそらく彼にその波瀾万丈の人生に耐えさせたのはこの深い敬虔さであったのである⁽⁷⁾。彼にとつてはグレゴリウス派とは対決していくも、教会に反対して信仰から離れているという意識は全くなかったであろうし、これがまた彼の自信とも安心ともなつていていたのである。彼の皇帝戴冠後のドイツ帰還を讃えるある歌は教会のための彼の努力を強調している⁽⁸⁾。エッケハルトが王は大きな安心をもつて彼の生涯を終つたと語つているのも⁽⁹⁾、彼のこの自信の一端を物語つてゐるのである。

このハインリヒの自信は彼を支持する人々の間にも言えることであつた。王の破門はこれを利用して彼への反抗を強めた人々がいるとともに、破門の中でも常に変らず彼を根強く支持する人々のあることをも示したのである⁽¹⁰⁾。しかもこの人々の中にもハインリヒ自身がしばしば特別に意識もせずに言及しているように「信仰深い人々⁽¹¹⁾」が確實にいたのである。

ドイツの司教にはグレゴリウスによる破門を何ら意に介せず、あくまでハインリヒに忠実な人々が幾人もいたのであるが⁽¹²⁾、何と言つてもグレゴリウスに徹底的に反抗した北伊の司教の存在は法王にとつてその立場の正当性を主張するのに不都合なものであつた。彼らにとつては法王による罷免と破門の処置は何らの改心のきっかけにもならなかつたし、彼らは最後まで抵抗したのである⁽¹³⁾。彼らに對しては結局法王が和解への気持をもち赦免への提案をしたが、彼らはこれさえ無視したのである⁽¹⁴⁾。このようにグレゴリウスは北伊において上層貴族や司教の中に殆ど友人をもたず、ここで彼は冷淡に扱われた⁽¹⁵⁾。テレンバハも指摘するように、イタリアにおいて罷免、破門された者を實際

に排除することに彼が如何に成功しなかつたかは注目すべきことであろう。⁶⁶⁾「対立法王」クレメンス三世の存在も、ハインリヒ自身や右に見たような人々の自信があつてこそはじめて可能であつたとも言えるのである。⁶⁷⁾

トリア大司教ウードやオスナブリュック司教ベンノ一世のような中間派ないし仲介者的な立場の人々の存在も、グレゴリウスの立場が絶対的に正しいことを客観的にも証明しえないことを暗に示していた。仲介者ではないが、グレゴリウスを継いで後に法王になるデシデリウスでは、一〇八一年四月に破門されているハインリヒと交渉し、おそらく彼からモンテ・カシーノへの特許状を手に入れたのである。⁶⁸⁾

ハインリヒが破門の中で自らの立場の正当性を主張し、ある程度それに自信をもちえたのみならず、それを強化、証明する出来事もいくつかあつたのである。対立王ルードルフが誓いの手である右手を失つてなくなつたこともその一つである。⁶⁹⁾ハインリヒはルードルフは神によつて滅ぼされたと言いつゝ、実際彼はルードルフに対し戦争の幸運によつて危機を克服したのである。⁷⁰⁾このルードルフについては、ハインリヒの支持者らは一〇八一年にルードルフに関係するバンベルクとマインツの司教教会が焼けたことの中にも対立王に対する「神の判決」(ex Dei iudicio)を見ていたのである。⁷¹⁾グレゴリウスが一〇八四年にローマを退去しなければならなかつたことも彼にとつて大きな敗北であつたし、追放された中で最後を迎えたことも同様であつた。⁷²⁾ハンペは、彼は敗北のはつきりした重苦しい感情の中でなくなつたと述べている。⁷³⁾

こうしたことは戦争の勝敗の中などに「神の判決」を見る⁷⁴⁾当時の人々の気持に大きな影響を与えたと考えうるのである。ロビンソンも、ハインリヒ側がクレメンス三世の擁立や王の皇帝戴冠で達成した成功は当時の人々に彼らが神の是認を受けていることを示唆していたと指摘している。⁷⁵⁾実際、カンタベリー大司教ランランクがフーゴー・カ

ンディドウスへの手紙の中でハインリヒ四世について、彼が「神の強力な助けなしには、そんな著しい勝利を得られなかつたであろう」という感想をもらしているのは当時の人々の気持の一端をよく伝えているものと言えよう。

このような王派の優位や自信の強まる中でグレゴリウス派内の確信や結束も弱まつていくのである。ドイツの中で最もはつきりした反王派のザクセン人はハインリヒへの破門を最も支持していたが、彼らでさえハインリヒの方へ傾斜していくのを避けることは出来なかつたのである。確かに彼らの意見は分れていたが、ザクセンではますますハインリヒに有利な状況が生まれ、多数の者が王の方に行き、グレゴリウス派の後退が出て来たのである。他方グレゴリウスの使節オドーが離反の阻止を目指したクヴェートリンブルクの教会会議も結局失敗してしまつた。既述のようにザクセン人は破門されたハインリヒとの交渉による「魂の救い」の喪失を心配していたとも言われるが、彼らが王に反対したのは破門のためではなく、もともと反王的な立場に立つて來たからである。ザクセンにおいて真にグレゴリウスの立場が純然と支持されていたわけではなかつたのであり、この点でも彼の立場はドイツでも決して確固とした安定したものではなかつたのである。それだけハインリヒにとつて破門の中にあつても自らの立場への自信を強めうる背景があつたのである。ザクセンでは確かに対立王のルードルフを殉教者と見なし、彼は永遠の生命を得たものとして自らの立場を正当化しようとする動きもあつたが、やはり彼がなくなつて大きな打撃を受けたザクセンでは結局反王派の立場は崩れたのである。

グレゴリウス自身も自らの立場への確たる自信がないからこそ、彼の支持者の変心を恐れていたのであり、また彼らの諦めの氣持も恐れていた。この彼にとってハインリヒからの罷免の脅しは危機であつた。一〇八四年には彼はハインリヒらに対し「地の王ども」という「詩篇」の言葉を使って、王の立場を出来るだけ貶めようとした。彼

は自らの苦しい状況の中で、地上の苦しみは天で報いられるという考え方や殉教の考え方を出されるを得なかつたのである。この考え方方は一般にキリスト教に本質的に存在するものとはいへ、上述の対立王側の殉教者觀と同様、当時の状況からして敗北主義であり、またそれは現実の敗北ないし弱い立場を自ら認めたものであつた。これは他方ハインリヒ側の立場の強さを示すものでもあつたのである。

ハインリヒは現実の政治状況の優勢によつて自らの立場の正当性——既述の「神の助け、支持」——へのある程度の自信をもつたのみならず、後述の先祖やマリア崇拜、シュパイアー教会とのつながりの中で、破門についての不安が完全に消えたとは言えないとしても、自らの救いへの確信をある程度は深めていたのである。このことは少なくともグレゴリウスの在世中での対決の中ではそう見てもいいものであつた。ハインリヒのこうした自信をやや崩すところになつたのはグレゴリウスがなくなつた後かなりしてからであり、それも彼の子コンラートやハインリヒ五世の反乱による状況の変化からであつた。しかしこの状況も相手側に決定的に有利になつたことはなく、彼は最後まで完全に屈服することはなかつたのである¹⁾。既述の晩年での一連の懺悔の意志の表明は一面では彼の状況の不利な変化に起因してゐるとはいへ、それでも彼は無条件に破門への赦しを請うことはなかつたのである。彼の後半世、あるいは晩年といふものは一方では破門に対する一抹の不安をかかえつゝも、他方では自らの正当性への自信、自らの「救い」への確信をある程度はもちつづけえた時期であつたとも言えるのである。

注

(1) J. Vogel, op. cit., Gregor, SS. 173-174.

J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 182.

福澤 要編「トコクヤハ余譲後のケーブルカム」、111年～114年。

J. Vogel, op. cit., Gregor, SS. 150～51. エルベ川の行動は100年に亘る前になされたものである。

I. Heidrich, Bischöfe und Bischofskirche von Speyer. (Die Salier und das Reich, Bd. II. 1991) S. 206.

K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 138.

H. Fuhrmann, op. cit., S. 101. K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 92. 参照。

BH. 18. S. 84. 35. S. 110. 37. S. 120.

BH. 5. S. 56. 7. S. 58. 16. S. 74. 22. S. 90. 34. S. 108.

C. Erdmann, op. cit., S. 199.

C. Schneider, op. cit., S. 187.

ibid. S. 195.

(12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2)
ibid. S. 153. ハイナウターは、母性に満ちた父なるのせ、長期的には「技術的な処置」によって保たれたり、ハイノリックな才能で才能を發揮した天才的な政治構想によって保たれたりするのではなく、皇帝のものであつたと指摘

本論、「はじめ」注、互参照。

J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 263.

(15) (14) (13) ハイノリック四世が貧者の慈善活動に熱心であったことは彼の伝記が伝えてくるが、この点はある程度敵側から認められたものだ。事実に近づむのである。しかし、この慈善活動も破門された中での不安からの自らの「救い」を求めての行為として一般に描かれた形で示される。敵側が王の「このよべな善行を教会への禪達な態度が疊らせた」と見てゐるとは、この間の事情を物語つてゐる。

QH. SS. 411～413. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 340.

K. R. Schnith, Die Herrscher der Salierzeit. (Mittelalterliche Herrscher in Lebensbildern, 1990) S. 229.

J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 161.

」の歌は、南独おそらくフライブルク地区で作られたものだ。一〇八四～八五年頃のものといわれる。作者は不明である。

(18) Ekkehard, op. cit., S. 245.

(19) L.A. S. 413-419. 参照。

(20) 王はダムガウカペに「信仰深い使節」を派遣すると言ふ述べてゐる。彼の周辺には「信仰深い人々」をめぐらす者が多い。彼は実際また「信仰ある人々の意見をもつて」と云ふ表現をしてゐる。しかし何げない表現には単なる宣伝的な意図じみがあるものがあると見るべきである。一方、ダムガウカペ自身にも第一章で見たように同様の認識があつたのである。

BH. 7. S. 58, 34, S. 108, 41, S. 136. 本稿、(1) セギーハ参照。

(21) I. Heidrich, Beobachtungen zur Stellung der Bischöfe von Speyer im Konflikt zwischen Heinrich IV. und Reformpäpsten. (FMSt. 22. 1988) S. 270. J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, SS. 193-194.

(22) J. Vogel, op. cit., Gregor, SS. 22-24.

T. Struve, Mathilde von Tuszien-Carossa und Heinrich IV. Der Wandel ihrer Beziehungen vor dem Hintergrund des Investiturstreites. (HJ. 115. 1995) SS. 54-55.

(23) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 103, 146, 254.

(24) G. Tellenbach, op. cit., Die westliche, S. 179.

(25) ibid, S. 171. 北伊の司教やせながや、ローマのケンキウスやフーラニカノ、イニウスのような人物をダムガウカペに対し徹底的に攻撃した人物であった。

LA. S. 345, 353. LM. Bd. IV. (1989) Sp. 163-164.

(26) 前掲拙稿、「ヘヤハコノ国史」(1), 四十叶一六〇。

(27) 前掲拙稿、「ローマやせながや法王權」(1), 四十叶一六〇～四十叶一六一参照。

J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 125. BS. S. 318.

W. Wattenbach・R. Holtzmann, op. cit., S. 580.

「ハヘリ聖母、ダムガウカペスレクヌベイ」人の法王の友好を保ち、バイハッヒやめ教皇の手からなく彼の信頼をひねる。

なるふるさべ井野やめひのむだ。

Vita Bononius II. op. cit., SS. 409, 411, 413–415, 423.

母國派シトマホの起ムカーネル正教ガーナヤクハアルク大司教ハルメガイソンがいた。

J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 185.

Ekkhard, op. cit., S. 181.

I. S. Robinson, op. cit., The Papacy, p. 413.

「シナヘラウベレヒヨレバ、本體、第三章、注、³⁵参照。

(29) 描稿、「カノッサ事件」王權の「神罰説」（関西中世纪研究会編『西洋中世の秩序と多元性』平成六年、法律文化社）六十三ページ。

J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 239.

BH. 17. S. 80.

S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 125.

A. Hauck, op. cit., S. 828. De unitate ecclesiae conservanda. übersetzt. von I. Schnale-Olt. (AQ. Bd. XII b. Quellen zum Investiturstreit. II. 1984) SS. 398–399.

J. Vogel, op. cit., Gregors VII. Abzug, S. 343.

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 328.

K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 128.

前掲描稿、「カノッサ事件」王權の「神罰説」六十三～六十四ページ。

(36) ケンブリッジ歴史、以前一〇七五年のベイナムのサクヤン入くる勝利にひいて「サクヤン人の傲慢が神の判決で (divino iudicio) おこへだされた」 と記してゐたのやあ。³⁶ Reg. III. 7. S. 258.

I. S. Robinson, op. cit., The Papacy, p. 412.

The Letters of Lanfranc. Archbishop of Canterbury. (ed. & tr. by H. Clove/M. Gibson. 1979) No. 52. p. 165.

(38) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 115, 171, 175, 182.

(40) ibid. S. 263. | 繁盛りせ東ザクセンが反王派の中心地であり、西ザクセンはややどなたふ。
J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 190. 178.

(41) ibid. S. 179. 183.

(42) J. Vogel, op. cit., Gregor, SS. 9–10.

(43) ibid. SS. 241–243.

(44) 『ゾハヘンヨル』などさへニーモルトがなへなら、るゝる屈辱を吹けだサクセン全体はその野蛮な行為をやめだん所ぞ。

Vita Benonis II. op. cit., S. 415.

(45) J. Vogel, op. cit., Gregor VII. Abzug, S. 347.

J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 165.

J. Vogel, op. cit., Gregor VII. Abzug, S. 345.

ibid. S. 345. EV. No. 54. p. 128.

J. Vogel, op. cit., Gregor VII. Abzug, SS. 348–349.

(51) T. Struve, op. cit., Heinrich, S. 335.

(本稿Ⅰは人文学第14号に掲載予定にして廻らがや。平成八年十一月一十六日稿)